

北播磨総合医療センター経営強化プラン評価委員会設置要綱

平成28年10月1日制定

令和6年4月1日改正

(設置)

第1条 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和4年3月29日総財準第72号総務省自治財政局長通知)に基づき、北播磨総合医療センター経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)の実施状況を点検及び評価するため、北播磨総合医療センター経営強化プラン評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経営強化プランの点検及び評価に関すること。
- (2) 前号の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行うこと。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員6名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、その他市民等、企業長が適当と認める者のうちから、企業長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から5年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、評価委員会を総理し、評価委員会の会議(以下、「会議」という。)の議長となる。
- 3 評価委員会に副委員長を2名置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 企業長は、委員長及び副委員長がともにいないときは、会議の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。
- 6 前項の互選を行う会議では、企業長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(報償費)

第5条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、報償費を支給する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、北播磨総合医療センター企業団管理部経営管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、企業長が招集する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。